

○日本育英会宿舎規程施行細則

昭和36年1月27日

達第336号

改正 昭和52年12月26日達第682号

昭和57年4月5日達第739号

平成元年2月1日達第823号

平成13年8月14日達第1024号

日本育英会宿舎規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、日本育英会宿舎規程（以下「規程」という。）に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(福利厚生運営委員会)

第2条 規程第3条に規定する福利厚生運営委員会については、福利厚生運営委員会規程の定めるところによる。

(宿舎の使用料を免除される職員)

第3条 宿舎の使用料を免除される職員は、次のとおりとする。

高円寺宿舎及び百合ヶ丘第2宿舎に居住する職員のうち、当該宿舎の管理を補助することができる家族を有する職員とし、当該各宿舎につき1人とする。

(職員宿舎の種類)

第4条 職員宿舎の種類及び使用区分は、次のとおりとする。

(1) 家族宿舎

豊田宿舎（2DK型（6，4.5畳））

百合ヶ丘第1宿舎（3DK型（6，4.5，4.5畳），2DK型（6，4.5畳））

百合ヶ丘第2宿舎（2K型（6，4.5畳））

高円寺宿舎（2K型（6，4.5畳））

百合ヶ丘第3宿舎（2DK型（6，8畳））

(2) 独身宿舎

百合ヶ丘第2宿舎（1K型（4.5畳））

高円寺宿舎（1K型（4.5畳））

(職員宿舎の貸与の戸数)

第4条の2 職員宿舎の貸与戸数は、前条に掲げる各宿舎のうち1戸とする。ただし、家族構成、その他特別の事情により必要と認めるときは、別記「職員宿舎貸与選考基準」に基づいて2戸を限度として貸与することができる。

(職員宿舎を貸与する者の選定)

第5条 職員宿舎を貸与する者の選考は、別記「職員宿舎貸与選考基準」に基づいて委員会が行ない、委員長が決定する。

2 選考は、1戸ごとに行なう。ただし、1宿舎のうち同型の2戸以上を選考するときは、この限りでない。

(職員宿舎貸与希望者の募集)

第6条 貸与希望者の募集は、当該宿舎の貸与期間満了の3カ月前までに行なう。ただし、貸与期間満了前に宿舎の明け渡しのある場合は、明け渡しのあることが明らかになったとき速やかに行なう。

2 貸与希望者の募集は、掲示によつて行なう。

(職員宿舎の貸与決定の公示)

第7条 職員宿舎の貸与を受ける者を選定したときは、その結果を掲示し、かつ、選定経過を記録にとどめなければならない。

2 前項の記録は、役員又は職員に対して閲覧させることができる。

(宿舎の貸与の申請)

第8条 本会が宿舎を貸与しようとするときは、貸与を希望する者から宿舎貸与申込書(様式第1号)を提出させる。

(宿舎の貸与の承認)

第9条 本会が前条の申込書により宿舎の貸与を承認したときは、宿舎貸与承認書(様式第2号)を貸与を受ける者に交付する。

(入居したときの届け出等)

第9条の2 前条による承認を受けた者が、宿舎に入居したときは、次の届け書等を遅滞なく本会に提出しなければならない。

(1) 宿舎入居届(様式第3号)

(2) 住宅付属物件等確認書(様式・略)

(貸与宿舎の交換等の制限)

第10条 被貸与者が他の宿舎に移転を希望するときは、移転希望の宿舎の貸与につき改めて貸与の選考を受けなければならない。ただし、本会において特別の事情があるときは、この限りでない。

(同居の承認)

第11条 役員宿舎又は家族宿舎の被貸与者は、家族の同居につき本会の承認を得なければならない。

2 独身宿舎の被貸与者は、同居者をおくことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、本会の承認を得てその家族を同居させることができる。

3 前項ただし書による同居を承認する最長期間は、6カ月とする。

(宿舎の明け渡し期限の延期)

第12条 規程第14条ただし書きの規定により明け渡しを猶予される期間は、次のとおりとする。

(1) 規程第14条第1号及び第2号に該当する場合 6カ月以内

(2) 規程第14条第3号及び第5号に該当する場合 3カ月以内

(3) 規程第14条第4号に該当する場合 6カ月以内。ただし、真にやむを得ない事情のあるときは1年以内

(明け渡しの届け出等)

第13条 宿舎を明け渡そうとする場合は、明け渡しの日から5日前までに宿舎退居届(様式第4号)を本会に提出しなければならない。

2 明け渡しをする宿舎は、正常な状態において本会に引き渡さなければならない。  
(模様替え等の工事の承認)

第14条 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎について自己の負担において模様替えその他の工事を行なうときは、あらかじめ本会の承認を得なければならない。

2 本会は、前項の工事の目的が当該宿舎の維持管理に支障をおよぼさないと認めるときは、宿舎を明け渡す際、原状に回復することを条件としてこれを承認することができる。

(宿舎修繕費用負担区分)

第14条の2 規程第12条による宿舎の修繕費用の負担区分については、別表「宿舎修繕費用負担区分表」に定めるところによる。

2 畳の表替え及び裏返しは、原則としてそれぞれ裏返し又は表替え後2年を経過するごとに、襖の張り替えは4年を経過するごとに本会が行なう。

(宿舎の管理人及び管理人補助者の職務)

第15条 宿舎の管理人及び管理人補助者は、次の各号の業務を行なう。

- (1) 宿舎の入居又は明け渡しに立ち合うこと
- (2) 共同の電気、ガス、水道等の料金に関すること
- (3) 火災、盗難の予防に関すること
- (4) 宿舎の共同使用部分の清潔保持に関すること
- (5) 居住者不在の際の郵便物の受取
- (6) 宿舎の損傷、汚損等について本会に報告すること
- (7) 火災、風水害等の天災、伝染病、盗難その他非常事態が発生した場合は、応急の処置をとるとともに、すみやかに本会に報告すること
- (8) 町内会等外部の者との接渉
- (9) その他本会から指示された事項

(宿舎の管理人に対する手当)

第16条 本会は、宿舎の管理人又は補助者に対して手当を支給することができる。

附 則

- 1 この細則は、昭和36年1月27日から施行する。
- 2 宿舎管理細則(昭和28年3月25日理事長決定)は廃止する。
- 3 当分の間第6条に規定する使用区分によらないことができる。

附 則

この改正細則は、昭和39年12月14日から施行し、昭和39年5月25日から適用する。

附 則

この改正細則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、昭和44年6月2日から施行し、昭和44年3月1日から適用する。

附 則

この改正細則は、昭和47年11月24日から施行し、昭和47年11月 1 日から適用する。

附 則（昭和52年12月26日達第682号）

この改正細則は、昭和52年12月26日から施行する。

附 則（昭和57年 4 月 5 日達第739号）

この改正細則は、昭和57年 4 月 5 日から施行し、昭和57年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 2 月 1 日達第823号）

この規程は、平成元年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 8 月14日達第1024号）

（施行期日）

1 この改正施行細則は、平成13年 8 月14日より施行する。

（関連基準の廃止）

2 日本育英会職員宿舍貸与選考基準（昭和43年 4 月 1 日決裁）は、廃止する。

別記

職員宿舍貸与選考基準

1 選考方式

選考点 = (貸与必要事情 × 0.4) + (家族点 × 0.2) + (職位点 × 0.2) + (勤続点 × 0.2)

(1) 貸与必要事情点（最高100点）

① 災害（過去6ヶ月以内に災害により住居を喪失した者）	100点
② 住居費過大（高家賃のため生活が苦しい者）	
ア 俸給の30%以上	90 "
イ " 27 "	80 "
ウ " 24 "	70 "
エ " 21 "	60 "
オ " 18 "	50 "
③ 退居（住居の明け渡しを要求されて適当な立ち退き先がない者）	
ア 退居期限が3ヶ月以内	80 "
イ " 6ヶ月 "	60 "
ウ " 1年 "	40 "
④ 過密居住（住宅が狭隘のため生活が不便な者）	
ア 家族1人当 1.5畳未満	80 "
イ " 2.5 "	60 "
ウ " 3.0 "	40 "
⑤ 同居間借（他の世帯と同一家屋に居住し生活が不便な者）	
ア 他人の世帯と同居	60 "
イ 親族 "	40 "
ウ 血族 "	20 "

- ⑥ 遠距離通勤（勤務場所と居住地が離れて通勤に長時間を要し、健康上、能率上、好ましくないと認められる者）
- |   |              |      |
|---|--------------|------|
| ア | 片道通勤2時間30分以上 | 50 " |
| イ | 〃 2時間以上      | 30 " |
- ⑦ その他（前項以外の特殊事情） 10 " ~ 30 "
- (2) 家族点（最高100点）
- |   |         |       |
|---|---------|-------|
| ア | 家族数5人以上 | 100 " |
| イ | 〃 4 "   | 80 "  |
| ウ | 〃 3 "   | 60 "  |
| エ | 〃 2 "   | 40 "  |
- (3) 職位点（最高100点）
- |   |      |       |
|---|------|-------|
| ア | 課長以上 | 100 " |
| イ | 係長   | 80 "  |
| ウ | 主任   | 60 "  |
| エ | 一般職員 | 40 "  |
- (4) 勤続点（最高100点）
- |   |         |       |
|---|---------|-------|
| ア | 勤続15年以上 | 100 " |
| イ | 〃 12 "  | 90 "  |
| ウ | 〃 9 "   | 80 "  |
| エ | 〃 6 "   | 70 "  |
| オ | 〃 3 "   | 60 "  |
| カ | 〃 1 "   | 40 "  |

過去において職員宿舍の貸与を受けた者については、選考点から貸与1年につき1.5点を減点する。ただし、独身宿舍に居住していた者が家族宿舍に入居申込した場合は、独身宿舍における貸与期間は減点しない。

## 2 選考方法

- (1) 選考点の高い者に優先して貸与する。

同一点数の者が2人以上ある場合は抽選により決定する。

- (2) 貸与必要事情が重複する場合は、その上位の得点をもつてその者の得点とする。

## 3 2戸貸与基準

家族構成の変化、家具等生活必需品の増加により、家族1人当たりの居住面積が極めて狭隘かつ生活が不便であること等の事情で、2戸貸与を希望する者については、次の各号に掲げる事情の一に該当する場合に認める。

- (1) 宿舍の型が1Kの場合

日常生活に支障があること。

- (2) 宿舍の型が2Kの場合

居住家族数が3人以上であること。

(3) 宿舎の型が2DKの場合

- ① 居住家族数が4人以上であること。
  - ② 居住家族数が3人であつても、配偶者を除く親族が中学生以上であること。
- (4) その他福利厚生運営委員会の議を経て委員長が認めた特殊事情がある場合

様式第1号

宿舎貸与申込書

受付番号 No. \_\_\_\_\_

受付月日 平成 年 月 日

日本育英会理事長 殿

氏名 ①

所属	部 支所	課	等 級	等級 号俸	職 位	
採用年月日	平成 年 月 日		月 収	本俸	円扶養手当	円計 円
現住所	都 市 郡 区 村	町	丁目	番地	方	
現住居の状況	種 類	室 数	畳 数	家 賃		
			畳	円		
同居する家族	氏 名	続 柄	年 齢	勤務先又は在学校名	収入あるものはその月収	
					円	

同居世帯	世帯 名	
希望室型		

貸 与 必 要 事 情	ア	罹 災 (過去6ヵ月以内の)	(1) 火災 (2) 水害 (3) 震災 平成 年 月 日	
	イ	住居費の割合	家賃 円÷収入 円= %	
	ウ	立退要求	(理由) (立退期限) 平成 年 月 日限り	
	エ	1人当りの畳数	総畳数 帖÷家族数 名= 帖	
	オ	同居世帯との関係	(1) 他人 (2) 親戚 (3) 血族	
	カ	通勤時間(片道)	鉄道 時 分, バス 時間 分, 徒歩 分, 計 時間 分 路面電車	
	キ	その他の特殊事情		
家 族 数		名		
勤 続 年 数		年 ヵ月		
職 員 宿 舎 の 利 用 年 数		平成 年 月から平成 年 月まで 年 ヵ月		
(注意事項) 1 現住所の種類は自宅・借家・下宿等の別を、また借家は、公・私営住宅・アパート等の別を記入のこと。 2 貸与必要事情欄のア、オは該当するものを○で囲むこと。イの家賃は共益費を、収入は同居家族の収入を含む。 3 総畳数は、洋間は畳数に換算すること。(D・Kも同じ) 4 アの罹災、イの家賃、ウの立退要求についてはそれを証する書類を添付すること。 5 結婚予定のある場合は、「同居する家族」欄に氏名等を記入するとともにこれを証する書類を添付すること。 6 不実を記載した申込書は無効とする。 7 右側太線は記入しないこと。				

様式第2号

宿 舎 貸 与 承 認 書

所属部課名  
職 名  
氏 名

下記のとおり宿舎の貸与を承認します。  
入居のうえは日本育英会宿舎規程、同細則及び指示に違反しないこと。

平成 年 月 日

日本育英会理事長

1 宿舎の表示

宿 舎 名	宿 舎 の 種 類	宿 舎 の 戸 番
	家族宿舎 型	
	独身宿舎 型	

2 貸与期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 同居家族

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄	勤務先名又は学校名

様式第3号

宿 舎 入 居 届

平成 年 月 日

日本育英会理事長 殿

所属部課名

職 名

氏 名

下記のとおり入居しましたのでお届けいたします。

記

1 宿舎の表示

宿 舎 名

宿舎の種類

宿舎の戸番

2 入居した日

平成 年 月 日

様式第4号

宿 舎 退 居 届

平成 年 月 日

日本育英会理事長 殿

所属部課名

職 名

氏 名



下記のとおり退居しますからお届けいたします。

記

1 宿舎の表示

宿 舎 名

宿舎の種類

宿舎の戸番

2 退居する日

平成 年 月 日

3 退居理由

4 退居後の連絡先

## 別表

## 宿舎修繕費用負担区分表

区分	本会負担の修繕	居住者負担の修繕
1 建築主 体部分	建物の基礎，土台，屋根，庇，雨樋，柱，梁，敷居，鴨居，根太，床，天井，壁，階段，下見，戸袋，濡縁等の修理及び塗装	軽微な損傷及び汚損の修理
2 構築物	門，塀，垣根，物置，物干，芥箱，焼却炉等の修理及び塗装	軽微な損傷及び汚損の修理
3 植栽	生垣の刈込，芝生，植木の手入れ	除草，灌水等の日常の手入れ
4 附属設備	(1) 電気 屋内外の配線，電気メーター，配電盤，分電盤，開閉器，集合アンテナ，照明器具，埋込コンセント及びスイッチ等の修理及び取替	取出口より先のコード，電球，ソケット，ヒューズ等の取替，その他の小修理
	(2) ガス ガス配管，ガスメーター，ガス栓，ガスコンセント等の修理及び取替	ゴム管取替，その他の小修理
	(3) 衛生給排水 給排水配管，給水タンク，浄化槽，排水溝，溜桝，下水桝，便器，洗面器，手洗器，水道栓等の修理及び取替	クサリ付ゴム栓，パツキング，ゴム管等の取替，その他の小修理及び浄化槽，排水溝，溜桝，下水桝，排水孔等の掃除
5 建具・家具 造作及び 畳	(1) 建具 雨戸，日除戸，網戸，板戸，硝子戸，障子，襖，その他各種扉の修理及び取替，襖の張替	障子の張替，ガラスの破損取替，その他の小修理
	(2) 家具造作 流し台，調理台，ガス台，戸棚，水切棚，下駄箱，浴槽，風呂釜，排気筒，ガスバーナー，箆の子，踏み板，仕切板，表札，牛乳受，郵便受，カーテンレール，化粧箱，紙巻器，換気口，換気扇等造り付家具造作の修理及び取替	軽微な損傷及び汚損の修理
	(3) 畳 畳床の修理及び取替，畳の表替及び裏返し	軽微な損傷及び汚損の修理

様式第 1 号  
様式第 2 号  
様式第 3 号  
様式第 4 号